

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第

卷九十三第

行發日一月八年九和昭

哀 辭

故田島博士近影及署名
故田島博士原稿及京大弓道々場における博士

論 叢

骨牌税に就きて……………法學博士 神戸正雄
供給曲線の性質……………文學博士 高田保馬

時 論

輸出統制の諸問題……………經濟學博士 谷口吉彦

研 究

貨幣的景氣論史……………經濟學士 柴田敬
金物價と貨幣價值安定……………經濟學士 松岡孝兒
アダム・スミスの廉價即豊富論……………經濟學士 白杉庄一郎

記 事

田島博士逝く

故田島博士年譜及著書論文目錄
追憶文

附 錄

新着外國經濟雜誌主要論題

織田 萬	神戸 正雄	山本 美越乃
河田 嗣郎	本庄 榮治郎	小島 昌太郎
汐見 三郎	黒正 巖	田島 順
谷口 吉彦		
	財部 靜治	大國 壽吉
	石川 興二	

時 論

輸出統制の諸問題

谷 口 吉 彦

目次

- 一、輸出統制の特質
- 二、輸出促進策としての輸出統制
- 三、輸出制限策としての輸出統制
- 四、輸出統制の機關と組織
- 五、輸出統制の方法と效果
- 六、結 論

一、輸出統制の特質

輸出統制は輸入統制と對立して、貿易統制の兩面を構成することと言ふまでもないが、併しこの兩面は、著しくその性質を異にしてゐる。先づ第一に、今日世界の各國において、現實に問題となりつゝある貿易統制は、主として輸入統制であつて、輸出統制はまだそれほど問題となつてゐない。輸出統制が最も問題となつてゐるのは、恐らく輸出進出の最も眼ざましい吾國においてであらう。そこで輸出減退の著しい諸外國では、却つて輸入統制が問題となり、輸出増進の著しい吾國では、反對に輸出統制が問題となつてゐる。これは今日の貿易統制を觀察する上に、極めて

て暗示的な見逃すべからざる事實である。

第二に右の事實は、今日の貿易統制が可なり制限的要素の強いことを暗示するものである。なるほど輸入統制は、輸入制限は勿論のこと關稅高化でも輸入割當でも輸入許可制でも、その總ては輸入を制限するために行はれる。こゝでは輸入統制と輸入制限とは、殆んど同義異語に用ひられ、輸入統制の名において、輸入増進を計るが如きは殆んど無いと言へる、然るに輸出統制は之と異り、その統制は必ずしも制限をのみ意味するものではない。反對に却つて輸出増進のために行はるゝ統制もある。世の反對論者の中には、輸出増進の立場からその統制に反對するものもあるが、これは輸出統制のこの特質を看過するからであつて、今日の形勢においては、輸出を制限する場合は勿論のこと、之を促進するがためにも、その統制を必要とすることが少くない。この點に輸入統制と異なる輸出統制の一の特質がある。

第三に、かくの如き輸出統制の特質は、輸出と輸入との性質上の相違から來る點が多い。抽象理論としては、一國の國民經濟に對する重要な度において、輸出と輸入との間に著しい相違は認め難いとしても、現實の問題としては、國內産業のために世界市場を開拓する輸出貿易と、國內市場を外國産業に開放する輸入貿易とは、商品過剩と販賣不足が問題の中心をなす今日に於て、國民經濟全體の利害より見て、甚だしくその重要な度を異にすると考へられる。従つて何れの國でも、輸入の制限と輸出の増進をもつて、その國の不況または恐慌を打開せんとし、そこから今

日の貿易統制が生れてたものである。それ故に輸入統制が専ら輸入制限を意味するに反し、輸出統制は輸出制限と共に輸出促進をも意味するといふ相違は、今日の貿易統制の據つて立つ現實の要求から来る必然の結果でもある¹⁾。

第四に、輸出と輸入とは、かくの如く國民經濟との關係において相違するのみならず、貿易商人の企業形態においても著しく相違する²⁾。吾國では殊に著しく、輸入企業の集中と輸出企業の分散が行はれてゐる。輸入貿易の大部分は、二三の巨大商人の手に集中するに反し、輸出貿易の少なからざる部分は、多數の中小商人に分散されてゐる。この事實はまた兩者の統制上に著しき相違を齎らさずには措かぬ。輸入統制は今日では、國民經濟全體の利益よりする巨大商業の統制を意味し、言はゞ資本統制から國民統制への轉換を意味する。こゝにその意義と困難が横たはつてゐる。之に反して輸出統制は、中小企業より成る謂はゆる組合統制に屬する部分が多い。従つてこの場合の統制は、必ずしも個人企業の利益と衝突するとは限らない。反對に個々の輸出商人の利益を助長しつゝ、國民全體の利益を伸張することも可能である。これは前述の如き輸出そのものの特質より来る點もあるが、同時に組合統制の特質でもある。たゞ輸出企業の中にもまた、巨大商人と中小商人との對立は免れない。この場合における輸出統制は、言ふまでもなく巨大資本の利益のために中小資本の利益を壓迫すべきでない。寧ろ反對に、中小資本の利益を擁護するための結成が、組合統制の特質である。巨大資本は組合組織の統制によらずとも、獨力をもつてよ

1) 拙著、『貿易統制論』第四章參照
2) 同上參照

く大規模企業の利益を確保することが出来る。之に反して中小資本は、組合組織の統制の力によつてのみ、よく大規模企業と同じ利益を確保することが出来るからである。

第五に、輸出の減退は國民經濟の利益と矛盾するに拘らず、今日の輸出統制の半面には、輸出の制限をも包含してゐる。之は何故か？ 輸入統制は専ら輸入制限を意味するに對して、輸出統制は専ら輸出促進をのみ意味すべきに拘らず、現實には却つて輸出制限をも含むのは、確かに一の矛盾であるかに見える。併しながら輸出制限としての統制は、輸入制限としての統制とは全く異り、自ら進んで積極的に行ふ統制ではない。他の原因より惹きおこされる已むを得らざる結果として、受動的・消極的に行はれるに過ぎない¹⁾。例へば日印協定成立の結果として、必然に吾國の對印輸出綿布を制限せねばならぬが如きこれである。最近の輸出統制問題が、輸出増進國としての吾國に起つてゐるのは、主としてこの故である。即ち吾が輸出貿易の世界的進出の結果は、各國の輸入制限または輸入割當による吾が商品の壓迫となつて現はれ、之に對する吾國の對應工作として、種々の政治的・外交的折衝となり、その結果として兩國の貿易を協定するときは、必然的に輸出を制限せねばならぬこととなる。何れの國といへども、何等の必要もなくして、自ら進んで輸出を制限するが如きは考へられない。輸出制限のための貿易統制は、諸外國における輸入制限のための貿易統制の反映として、人の好むと好まざるに拘らず、強制的に已むを得ず行はるゝものである。輸出統制のこの特質を認むるならば、たとひそれが輸出の制限を意味する場合

1) 拙著、同上參照

でも、個人的の好惡や利害から、之に反對することの如何に無意味なるかを知るであらう。

二、輸出促進策としての輸出統制

國際經濟の今日の狀勢において、輸出の増進を效果的に促進するためには、之を個々の商人の自由進出に放任することなく、全體としての統制的進出を計らねばならぬと考へるが、輸出統制に反對する論者の中には、恰かもこの輸出促進の見地から、輸出の自由進出を主張するものもある。なるほど或る場合には、商人の自由進出に放任する方が、却つて輸出増進の効果を齎すこともある。ことに遠隔の海外市場または未開の新市場を世界の一隅に發見して、そこに冒險的な新たな進出を試みんとするが如きは、商人の自由な營利活動に一任する方が、却つて效果的なることも少くない。それ故に輸入限制のための輸入統制は、今日の場合やむを得ないとしても、輸出増進のための輸出統制は、今日でもその必要を認めないといふ主張は、全く理由なきことではない。

併しながら如何なる時代においても、輸出は之を自然に放任することによつて、最大の効果を齎らすものであると言ひ難い。例へば中世の輸出貿易にあつては、最初は商船隊を組織し、次いでの特許會社または公認團體に獨占せしめて、政府または民間の統制組織によつて、輸出貿易を盛んならしめることが出來た。¹⁾ 中世的貿易の狀態においては、輸出を個々の商人の自由進出に

1) 拙著「現代貿易統制論」(經濟學論集第四卷第四號參照)第二章、田位祥男氏、重商主義時代の貿易統制論、本著、

放任しては、その開拓は殆んど不可能な状態にあつたからである。

然るに近世資本主義の放任經濟が成立して、中世的の統制經濟が解消されると共に、外國貿易もまた原則として自由放任となつた。たゞ謂はゆる自由貿易は、單に原則的に標榜せらるゝに止まり、絶對的に自由な貿易は殆んど行はれず、多くは關稅による輸入防遏を試みたものではあるが併し關稅による間接統制は、主として輸入の側に止まり、輸出については何れの國でも、大體は商人の自由進出に放任してゐた。またこの時代にあつては、商人の自由な營利活動に一任する方が、よく輸出増進の效果を期待することが出來たのである。

然るに現代の如き國民主義の下に統制經濟を結成せしむる時代にあつては、輸出は最早これを個々の商人の自由に放任しては、各國の國民主義またはブロック主義に壓迫せられて、自由に進出することは出來ない。各國の統制經濟を切り拓いて進出するためには、組織の力と統制の力によるの外ない。外國貿易が主として自然的障害に左右せられた中世において、輸出の増進が専ら統制の下に行はれたと同じく、それが主として政治的障害に左右せられつゝある現代において、この障害を乗り越えて輸出を増進するためには、また同じく輸出統制の力に待たねばならぬ。それ故に輸出自由主義によつて最大の效果を期待せんとする主張は、放任經濟の下においては兎も角、今日では最早一つの歴史的意義を有するに過ぎない。

然らば統制によつて輸出の増進は如何にして可能であるか、廣く輸出統制といふ場合には、古

き意味における輸出奨励策もまた之に含まれる。例へば戻税制度・保税制度・輸出信用補償制度の如きこれである。これらが何れも輸出の奨励に資することは言ふまでもないが、併し今日の問題となつてゐる輸出統制は、勿論これらの傳統的奨励策を意味するものではない。

新たな意味における輸出統制は、後にも述ぶるが如く、主として民間當業者の團體である「輸出組合」を中心とするものである。勿論この民間組織と對應して、政府の官廳組織も整備されねばならず、且つ兩者は互に唇齒の關係にあるから、一方の整備は他方の擴充を必要とすべく、政府の中央機關を中樞とする在內および在外機關の統一的な活動によつて、統制的・計畫的に著しく輸出を促進するに至るべきこと明らかである。けれども重要な問題は寧ろ輸出組合にある。

輸出組合による輸出の統制には、直接の方法として、品質統制・價格統制および數量統制がある。このうち數量統制だけは、輸出の制限となることもあるが、品質統制および價格統制は、寧ろ堅實なる輸出の増進を計るために行はれる。なるほど嚴格なる輸出検査を施行して、輸出品の品質の統一と向上を計ることは、一見するとところ商人の自由な輸出を拘束し、活潑な進出を沮害する様にも思はれるが、併し粗惡な商品の輸出は、一時的進出を齎らすことはあつても、永續的に堅實な發展を期することは出来ない。固より輸出先の民度と購買力に適應する商品を出さねばならぬことは言ふまでもないが、低級品ならば低級なみに、一定の品質と統一とを保たねばならぬ。粗惡品を混入し見本と相違する商品を送るが如きは、輸出を堅實に促進する所以ではない。

この故に輸出組合による自治的の輸出検査は、輸出増進のために缺くべからざる統制方法の一つである。

また輸出組合による價格統制も、輸出商人の價格競争を制限する所から、一見するところ輸出を制限するかの如く思はれる。けれども不當なダンピングによる一時的の進出は、決して堅實な貿易の發展とは言ひ難い。海外市場における賣崩し競争は、却つて價格動搖の不安を與へて、輸出を萎縮せしむることさへ珍らしくない。堅實な輸出増進のためには、價格が徒らに低安なるよりも、寧ろ安定せる價格が望ましい。固よりこの場合にも、不當なカルテル價格の吊上げとなつては、却つて輸出を沮害するから、價格統制の目標は、低き所に安定せしむるにある。これによつて輸出の健全な進出を計らんとするにあつて、何ら輸出の制限を意味するものではない。

輸出組合はまた、個々の商人の力に放任しては到底なし得ざる共同の施設を爲すことによつて輸出を促進することが多い。例へば海外市場の調査、新販路の開拓、廣告宣傳の利用、共同運賃の協定、配給系統の調整の如きこれである。これらは今日までの所では、未だ十分に利用されてゐないが、輸出組合の擴張強化と共に、組合の活動をこの方面に導くならば、輸出促進の積極的效果を十分に期待することが出来るであらう。要するに吾國の輸出組合は、法文にも明記さるゝが如く、『輸出貿易の振興を爲す¹⁾に設立されるものであつて、組合による輸出統制は即ち輸出増進のために行はるゝものに外ならぬ。

1) 輸出組合法、第一條

三、輸出制限策としての輸出統制

何れの國といへども、その國の輸出は促進をこそ計れ、自ら之を制限するが如きは、普通には殆んど考へられない。併しながら既に述ぶるが如く、或る特定の場合には、自ら輸出を制限するの必要に迫られることがある。そこで輸出統制の中には、輸出促進と同時に、また輸出制限の半面を含むこととなる。

戦後の國際經濟において、先づ最初に問題となつた輸出制限は、かの戦後ヨーロッパのインフレーション時代において、爲替暴落によるダンピングと、物價暴騰による窮迫に刺激せられて、外國への商品輸出または外國人の商品購買を制限したに始まる。今日もまた第二の爲替暴落時代と謂はれ、爲替ダンピングも再び問題となりつゝあるけれども、その程度において前の時代の比較にあらず、また國內物價の騰貴も左程に著しくない所から、右の如き濫賣防止の意味における輸出制限は、今日ではまだ現實の問題とはなつてゐない。

今日の問題としての輸出制限は、寧ろ相手國における輸入制限を緩和する手段として、特定の場合に輸出増進國において問題となりつゝあるものである。何れの國でもその國の不況または恐慌を打開するためには、輸出の増進と輸入の防遏を計らねばならぬが、輸出の増進は相手國との相對關係および第三國との競争關係に依存するから、自由に之を増進することは出来ない。そこで主として自國の一方的意思によつて左右することの出来る輸入の防遏に向ふこととなり、種々

の形態における輸入制限を一方的に強行するに至り、この傾向は世界恐慌後の最近數年來、ことに顯著な事實となつて現はれて來た。輸入許可制・輸入割當制・輸入制限案・營業特許案・爲替割當制・爲替決濟制の如きこれである。之に加ふるに、最近のブロック經濟の結成は、ブロック外の相手國に向つて差別的の高率關稅を課し、または差別的の輸入割當をなして、相手國の輸出を不當に壓迫する傾向が強くなつて來た。

この不當の壓迫に對して抗議を提起し、または之を緩和する手段として、種々の政治的・外交的工作が行はれ、例へば日印協定・日英會商・日蘭會商等々となつて、その結果は兩國間の貿易に關する協定を成立せしめることとなる。この貿易協定の内容は、もちろん種々の協定を含むけれども、その中心的内容は、兩國間の貿易數量を協定するにある。即ち輸出または輸入商品の數量を、兩國間に協定するものである。こゝに輸出數量の制限が問題となつて來る。

貿易協定に含まるゝ數量規定は、之を輸出商品について言へば、輸出の數量をその規定の程度に制限せらるゝことを意味する。併しながらこの數量規定が實質的に制限を意味するかどうかは抽象的に論斷することは出来ない。例へば日印協定において、最大數量を印棉百五十萬俵に對し綿布四億ヤードと協定したる場合に、之を印度側より見れば、印棉百五十萬俵といふ數量規定は何ら印棉の輸出制限を意味せず、却つてその輸出促進を意味してゐる。之に反し吾國の綿布四億ヤードといふ規定は、その前年の輸出六億ヤードに比して、甚だしき制限を意味してゐる。かく

の如く數量規定そのものではなく、それと過去または現在の現實數量との關係によつて、實質上の制限ともなり、反對に促進ともなるものであつて、要は基準年度を何れに採るかにある。而して日印協定の數量規定が、斯くの如く彼我にとり全く異なる結果となつたのは、要するに日印問題の最初の出發より來る必然の結果である。

綿布輸出四億ヤードといふ協定は、吾國の對内關係においては、結局は輸出組合による數量統制となるものであるが、これはなるほど日印貿易の過去より現在に至る趨勢より見るときは、明らかに輸出制限ではあるが、併し今若しこの協定に達せずして、七割五分の差別關稅をそのまゝに放置したとせば、對印輸出は恐らく著しく減退したであらうから、それに比すれば四億ヤードを確保したことは、却つて輸出減退を沮止し得たとも言へる。即ち絶對的には輸出制限ではあつても、相對的には却つて輸出促進または少くとも輸出維持といふことが出来る。今後に成立することあるべき日蘭協定・日英協定・日濠協定等々においては、この種の性質を有する輸出統制が屢々問題となるであらう。それは人の好むと好まざるとに拘らず、已むを得ざる結果として必然的に課せられる輸出統制であり、直接には數量制限を含むものではあるが、併し實質的または相對的には、必ずしも輸出制限とは限らず、却つて輸出維持の結果を齎らすものである。

輸出數量の統制にはまた、全く輸出制限とは無縁なるものも考へられる。例へば一定商品の輸出總量には何等の制限をも加へずして、たゞその輸出先を統制的に左右せんとする場合これであ

る。かのバーター・システムの原則に従つて、各國との貿易をなるべく均衡に近づけんとするには、吾國の輸入少き國への輸出を少くし、輸入多き國への輸出を多からしめねばならぬ。そのために一方への輸出を制限しつゝ、他方への輸出を増加せしめる必要に迫られる。これは全體としては、輸出の制限でもなくまた促進でもなく、文字通りに左右に統制するものであるが、今日ではまだ現實の問題とはなつてゐない。けれども一方にはバーター・システムへの傾向つよく、他方には貿易の意思的統制が強められつゝ今日において、この種の輸出統制もまた現實の問題となる可能性がないとは言ひ得ない。

四、輸出統制の機關と組織

輸出促進と輸出制限との二面を含めての輸出統制は、然らば如何なる機關と組織によつて、その効果を期待しうるか、これに關する二三の問題を考察する。

第一に、一般に統制經濟の組織については、互に對立する二つの主張が散見する。官治組織と自治組織これである。この二つは一見するところ互に對立するのみならず、互に一長一短を免れない。官治統制ではよく一國全體の利害を判斷して、一部の利害に左右されざるの長所を有つたりに、實際の事情に疎きために、適切なる統制を行ふことの困難であるといふ短所を免れない。然るに自治統制では、よく實情に恰適する統制をなしうるの長所を有つ代りに、關係事業の利害

に捉はれて、大局からの利害を誤るの危険がある。

併しながら官治統制と自治統制とは、人の考ふるほどには對立的のものでなく、寧ろ兩立的のものである。即ち二者擇一的のものではなく、寧ろ一を採れば他もまた採らねばならぬ性質のものである。官治機關のみでは、統制の實質的活動は行はれず、自治機關のみでは統一的效果は望まれない。従つて自治統制の發展は、同時に官治統制の發展を促し、自治統制の充實は官治統制の擴充を必要とする。即ち輸出統制の機關としては、官廳機關と民間機關の併存と協力を必要とする。¹⁾

第二に、官治組織の中央機關は、吾國では商工省の貿易局である。この外に外務省の通商局と大藏省の關稅課とが關係する。わが現行制度では、貿易行政に關するこの三機關が、それ／＼別個の省に分屬し、相互の連絡と統一の上に、甚だしき不便を醸しつゝあるから、貿易統制の特に重要となつた今日において、何等かの方法によつて是等の關係各廳を統一し、有能なる貿易官廳を構成せねばならぬといふ主張は、最近に至つてますます／＼強くなりつゝある。これが具體的に如何なる形をとつて實現するかは別とし、また貿易省を獨立の一省として設くべきか、或は外局として分離獨立せしむべきかは別とし、今日では貿易は最早たゞそれだけの問題ではなく、寧ろ國內商工業の問題として意味をもつのであるから、それは外務省または大藏省よりは、寧ろ商工省と最も密接な關係にあることは言ふまでもない。たゞ海外市場の調査または情報や、政治的・外

1) 拙著、『貿易統制論』第九章參照

交的折衝等の對外關係事項は、一應は外務省の所管に屬せねばならず、また關稅の制定または變更は、貿易局に移すとしても、少くともその賦課徵收の手續は大藏省に屬せねばならぬであらう。その他に農林省・拓務省・内務省等にも關聯事項はあるから、たとひ貿易省を獨立せしめた所で、たゞそれだけで總ての輸出統制を所管しうるわけではない。問題はたゞその統一的な中心官廳をどこに置くかにある。そのためには現在の貿易局を擴大強化せねばならぬが、更にこの中央機關の手足となつて活動する所の在外および在内の附屬機關を整備する必要がある。これまで在外の貿易機關は、その國の政治的地位に従つて配置さるゝ傾向があるが、これは貿易上の地位ことに輸出市場としての重要に従つて、再配置されねばならぬ。またこれまで比較的閑却されてゐた在内の貿易機關は、今後急速に之を擴充して、民間機關と協力しつゝ輸出統制の効果を擧げねばならぬ¹⁾。

第三に、輸出統制上さらに重要な機關は、民間業者の自治機關であらう。それは結局するところ輸出組合およびその聯合組織に歸する。わが國の輸出組合は最近急速に發展しつゝあるが、今後の輸出統制を強化するためには、まだ甚だ不十分である。今日の輸出組合がその機能を十分に發揮し得ない理由の一つは、アウトサイダーによる組合統制の破壊である。輸出組合法では必要に応じてアウトサイダーをも統制しうることはなつてゐるが、この規定を現實に發動せしむるのは寧ろ稀であるから、非組合員の奔放な活動に妨げられて、組合の統制を困難ならしむること

1) 拙著、「貿易統制論」第九章參照

が多い。それ故に輸出組合は寧ろその設立および加入を強制的ならしめねばならぬ。第二の理由は、組合の統制區域が狭きに失して、一都市または一地方に限らるゝものゝ多い點にある。然る時は同種の組合が全國に幾つも併立して、輸出統制は區々となり、統一と連絡を缺くことなしとしない。それ故に輸出組合の設置區域は全國的に擴大し、少くとも内地一圓を包攝するものでなければならぬ。第三の理由は、組合組織の方法よろしきを得ないものがあるからである。細胞組織の基礎となるべき最初の單位組合は、同じ商品と同じ市場に輸出する業者を、全國的に包括する單一組合でなければならぬ。例へば蘭領印度に綿布を輸出する全國の業者を網羅して、單一の蘭印綿布輸出組合を組織せしめる。次にこの種の細胞組合を多數に聯合せしめて、輸出市場別の聯合會を組織する。例へば蘭印輸出組合聯合會の如きこれである。市場別の聯合組織は今日および今後において極めて重要である。何となれば今日では個別的の相互主義が盛行するから、輸出統制もまた相手國の如何によつて、甚だしくその趣を異にせねばならぬからである。かくして市場別の聯合會を更に聯合せしめて、例へば亞細亞輸出組合聯合會・亞米利加輸出組合聯合會等とし、更に是等を聯合せしめて全一的な聯合會を成し、之を前の官廳組織と結びつけねばならぬ。¹⁾

最後に、かくの如くして成立せる官治機關と自治機關とは、互に融合して一の有機的組織を構成せねばならぬ。一を頭腦とせば他は手足であり、前者を形式とせば後者は内容である。輸出業務の擔當者は言ふまでもなく個々の業者またはその受託者としての輸出組合であるから、實際上

の希望や必要や、要求や主張やは、先づ個々の業者から所屬の輸出組合に提出せられ、必要に應じて聯合組織を経て官廳機關に致され、そこで對内的または對外的に必要な處置が採られねばならぬ。反對にまた海外の輸出市場におけるあらゆる變化と之に對する對策とは、在外機關網を通じて先づ國內の貿易官廳に入り、必要に應じてそれらの民間機關に通達されねばならぬ。かくして官民呼應して互に協力し、全體として打てば響く所の老大な有機的組織を作りあげねばならぬ。かくの如き統一的組織の完備によつてのみ、よく區々たる利害を調整し、官民一致の強力をもつて統制的・計畫的な進出をなし得るのであつて、輸出統制の意義もまたこの點にあるものと考へられる。

五、輸出統制の方法と效果

廣義の輸出統制の方法としては、これまで専ら輸出獎勵の方法として知られた種々のものも含まれる。例へば輸出助成金・戻税制度・保税制度・輸出補償制度の如きこれである。これらの方法もまた、輸出を全く業者のなすがまゝに放任せずして、之を積極的に保護獎勵するものであるから、もちろん放任に對立する意味での統制ではある。また是等の方法もその時代においては、相當の効果を収めたものではある。然るに戦後の不況と最近の恐慌の結果として、各國の統制經濟が著しく進展すると共に、貿易の方面にもまた、これまでとは全く趣を異にする種々の統制方法

が現はれ、之に對應する方策としては、從來の如き單なる輸出獎勵策ではもはや何等の効果も期待し得ざるに至つた。こゝに新たな意味の貿易統制、従つてまた輸出統制の方法が問題となつて來る。

輸出統制の方法には、輸出を促進するための積極的方法と、直接には輸出を制限するための消極的方法があり、また自ら進んで自發的に統制する所の能動的方法と、外部關係から強制的に課せらるゝ所の受動的方法がある。いま輸出組合の事業を中心に、そこに行はるゝ主要な統制方法とその效果につき考ふることとする。

第一に、品質統制の方法としての輸出検査では、検査機關を輸出組合の私的事業とするか、または政府機關の公的事業とするか、問題の岐れる所である。輸出検査の効果を十分にするために、理想的には後者を探るべきであらう。例へば内地の米穀検査について見るに、最初は組合検査によるものも少くなかつたが、後には總て縣營検査となり、最近には更に國營検査の要望を高めつゝある。公營検査は嚴格に失して却つて輸出を沮害するといふ非難もあるが、併し輸出検査は技術的考慮の外に經濟的考慮をも加味すべく、ことに輸出市場の民度と購買力とを十分に考慮するならば、この非難は免がれる。検査の効果を十分ならしむるためには、前述の如く輸出組合の設立および加入を強制的ならしめて、アウトサイダーの存在する餘地なからしめ、且つ強制検査の制度を確立せしめねばならぬ。

第二、に價格統制の方法は主として輸出組合の内部事業ではあるが、併しこれは輸出検査に比しては寧ろ消極的であつて、不當なるダンピングをもつて輸出市場を攪亂する虞ある場合に限り之を統制して健全なる輸出促進を計るものである。今もし價格統制がこの程度を超えてカルテル價格となり、却つて輸出を沮害するが如き場合には、官治統制の發動によつてこの組合統制を更に統制せねばならぬ。

第三に、數量統制は全く受動的に、外部的強制の結果として行はるゝものであるが、之を効果的に行ふためには、組合を強制的ならしむるか、別に官廳統制としての輸出許可制または査證制によらねばならぬ。數量統制は必然に各業者への割當制を採らねばならぬが、割當制の缺陷は、業者の個人的創意や努力を鈍らす點にあるから、この場合には輸出總額の幾分かを、そのために留保することを忘れてはならぬ。

第四に、以上の統制方法は何れも直接に輸出を統制するものであるが、その他に直接には統制を目的とせざるも、組合事業の間接の結果として、統制の行はるゝものも少くない。その一は、輸出組合の行ふ輸出業務である。これにもまた委託輸出・買取輸出・輸出斡旋の別があり、何れも直接に統制を目的とするものではないけれども、個々の組合員の少量輸出を集中して、よく大量輸出となすことにより、一種の統制が行はるゝのみならず、輸出の時期・數量・相手方等につき、種々の統制を加へることが出来る。この點において輸出組合は、恰かも國內における農家の販賣

組合と同じ機能を有つてゐる。今もし前述の如く輸出市場別の商品別組合が結成され、これが組合員の委託輸出を一手に引受けて、最も合理的な統制的輸出を強化するとせば、輸出促進の効果は著しく増大されるであらう。

第五に、共同施設による統制もまた、間接方法の一つである。組合員の輸出業務に必要な共同施設をなし、もつて輸出を増進すると共に、間接に輸出を統制しうる施設として、現在すでに一部に行はるゝものとしては、一は主要な輸出先に組合の出張所を設けて、取引の委託・仲介・紹介・斡旋等に努むるものがあり、二は市場調査員を海外に派遣して、輸出市場の状態を報告せしむるものがある。この種の施設を尙ほ効果的ならしむるためには、これらの對外的施設を尙ほ擴充すると共に、更に對内的にも輸出商業および輸出工業における種々の共同施設を必要とする。吾が輸出品の大半を占むる商品、ことに最近に至つて著しく進出した雜貨の中には、中小工業品または家内工業品に屬するもの少なからず、これらは共同作業・共同機械・共同加工・共同荷造・共同購入・共同販賣等々の共同施設によつて、その生産能率または輸出能力を高めうるものが少なくない。輸出組合および工業組合は、今後この方面にもその機能を擴大せねばならぬ。

六、結 論

以上論述する所を要するに、

第一に、輸出統制の目的は決して一部の人の考ふるが如くに、輸出の抑制または制限を意味するものではなく、反對に輸出の促進または増大を目的とするものである。日印協定の結果として輸出數量を制限するが如き場合には、一見するところ輸出の抑制の如く見えるけれども、この場合でも尙ほ、輸出をその程度に維持し、またはそれ以上に減退するを沮止する意味では、實質的には必ずしも輸出の抑制ではない。況んやその他の場合における輸出統制は、論じ來れる如く、殆んど總て輸出の増進を意圖するものと言へる。

第二に、然らば輸出統制の目標は何處にあるか、換言せば輸出の増進を目的として統制を行ふ場合に、その輸出増進は、如何なる程度にまで増大せんとするか、たゞ單純に出來るだけ増大せんとするならば、それは從來の輸出獎勵策と選ばない。また輸出を最大に輸入を最小にと言ふならば、それは往昔の重金主義に異ならぬ。然るに輸出を統制的に進出せしむる必要は、ことに今日の吾國としては、ドイツの如く著しく惡化した國際貸借を改善せんとするでもなく、況んや重金主義から金銀を國內に蓄積せんとするでもない。それは主として國內産業の振興のために意圖されるのであるから、輸出の増進は、殊に吾國においては、原料その他の輸入の増加を來たさざるを得ない。即ち輸出の促進は、その反面における輸入の増大を豫想してゐる。換言せば輸出統制の目標は單なる輸出の絶對的増大ではなく、輸出入の均衡にある。傳統的な輸入超過を決濟しうる程度まで、または増大する輸入をカバーする程度まで、輸出を増進せしむる所にその目標

がある。輸出入の相關的増大は、即ち國民經濟の規模の擴大であり、それだけ國民經濟の國際的地位の向上に外ならぬからである。

第三に、輸出統制もまた一種の統制に外ならぬ所から、一般に個人の自由なる活動を拘束し、活潑なる創意を沮害するかの如く考へられ、この點からたゞ何となく感情的に、輸出統制を好まざるものも少くない。併しながら論じ來れる如く、輸出統制は決して單なる個人活動の拘束ではない。反對に却つて種々の活動の伸張である。不便の強制ではなくて便宜の提供であり、行動の抑制ではなくてその助長である。要するに微力なる個々の業者の力を以つては、如何ともなし得ざる輸出の促進を、團結と協同の力により、更に國家の後援によつて、效果的に成し遂げんとする所に新しき輸出統制の意味がある。

第四に、輸出統制の困難をたゞ徒らに杞憂する論者も少くない。これまで放任經濟の機構を觀察するに慣れたる眼には、その微妙なる作用を人爲的の統制をもつて果すことは困難なるかの如く考へ、また他面に總て新たなものを疑ふといふ人間の保守性も加はつて、一般には統制經濟に對し、ことに貿易の如きを統制することは、殆んど困難であると考へる。なるほど輸出統制の如きは、全く人類の經驗になきことではあるが、併し經驗に執着しては、社會の進歩もなく、進歩に適應することも出來ない。寧ろ新たな經驗を創造してゆく所に、人類の進歩がある。固より輸出統制の如き新たな企を實施するに當つては、十分の準備と研究をもつて、最も慎重に進行

せしむべく、而も多少の困難と過誤は豫め覺悟をもつて當らねばならぬ。何れにせよ時勢に適應する方策と、之を實踐するの熱意を有する時は、總ての困難を排除して實蹟を示しうべく、區々たる技術的困難は大なる障害ではない。現に日印協定の結果として發生した『日本綿織物對印輸出組合』では、極めて順調な輸出統制を續行しつつある。『戰時はともあれ、平時に於て如斯多量の綿織物を統制することは、日本立國以來否有史以來始めての經驗であつて、果して此の統制が旨く行くかどうかは問題であつたが、怖わく乍ら蓋を明けて見ると、案じるより生むが易く、意外にもスラ／＼と統制が出来ることが判つた。』と言はれてゐる。實行は意思の力にある。

最後に、今日においても尙ほ輸出の増進または一般に經濟の發展を、自然放任と自由競争によつてのみ、達成し得られるかの如く考ふるものも少くない。なるほど自由競争を全く排除し、または全く之と對立する意味での獨占形態ならば、種々の弊害を免れない。ことにそれが巨大資本の財閥統制となる場合には、更に之に對する國家的または國民的の統制を必要とするに至るであらう。併しながらこゝに問題とする輸出統制は、言ふまでもなく營利的な獨占形態ではない。それは自由競争と對立的な獨占形態ではなく、寧ろこの兩者を包含する所の綜合的な發展段階である。今日の如き國際經濟の情勢において、個々の微力な商人の自由進出にのみ放任しては、強大な相手國の統制經濟に屈服するか、強力な第三國の競争に排撃されるか、または同志の自由競争に共倒れとなるか、何れにせよ、それは恰かも中世貿易の開發を個人の自由進出に期待したると同じく、恐らく時代錯誤の誹を免れないであらう。(九・七・一七)